

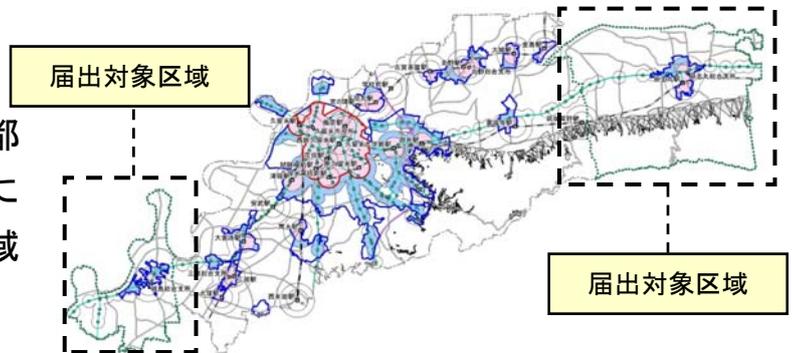
都市計画の見直し（平成30年3月30日）に伴い、 各届出等の手続きが変わります

～ 立地適正化計画、景観計画、屋外広告物 ～

（ 詳細は、下記問い合わせ先にご確認ください ）

【 立地適正化計画 】

田主丸地区・城島地区が、都市計画区域に指定されることに伴い、新たに届出が必要な区域となります。



立地適正化計画(田主丸地区・城島地区)	
(現在)	(変更後)
—	届出対象区域に追加

【 景観計画 】

田主丸地区・城島地区の用途地域が指定される地域については、地域区分が変更されます。



景観計画（田主丸地区・城島地区の用途地域が指定される地域）	
(現在)	(変更後)
田園地域	周辺市街地地域

※田主丸地区は、高さの基準があります

【 屋外広告物 】

田主丸地区・城島地区の用途地域が指定される地域については、地域区分が変更されます。



屋外広告物（田主丸地区・城島地区の用途地域が指定される地域）	
(現在)	(変更後)
第1種許可地域	第2種許可地域

【問い合わせ先】

都市建設部 都市計画課 都市計画・景観チーム
電話 (0942) 30-9083
FAX (0942) 30-9714